

OFFICE K の破産手続に関する Q&A

(2019 年 5 月 27 日改訂版)

東京地方裁判所は、株式会社 OFFICE K (屋号 超高速全身脱毛サロン PIKARI) (以下「OFFICE K 社」又は「PIKARI」といいます。) の破産管財人として、岩波修弁護士を選任いたしました。

OFFICE K 社の破産手続については、当ホームページ上で皆様からご質問がなされるであろう事項について、以下のとおり Q&A を掲載しておりますので、恐れ入りますが、内容をご確認いただければ幸いです。

なお、当ホームページ上に掲載をする Q&A については、今後、必要に応じて内容を追加させていただきます。

【PIKARI の店舗と未消化分のエステサービスの取扱いについて】

Q1. PIKARI の店舗については、今後どうなるのか。

A1. 「PIKARI」の各店舗については、その運営主体であった OFFICE K 社の破産手続開始に伴い、「PIKARI」としての店舗の営業は終了します。

他方で、PIKARI の破産による顧客の皆様の損害を少しでも軽減すべく、PIKARI の店舗の承継先を探したところ、新宿店、町田店については、新しい運営会社が、スポンサーとして、PIKARI より各店舗・スタッフの承継を受け、営業を継続することになりました。池袋店は既に閉店し、大宮店も本年4月22日に閉店しましたが、こちらもスポンサーとなる新しい運営会社が、近隣に新店舗を開店し、池袋店、大宮店の顧客の皆様を受け入れる準備を整えております。

詳細につきましては、皆様が従前エステサービスを受けていた旧 PIKARI 店舗の承継先となる新運営会社の下記「お問合せ先」までお電話ください (多くのお客様からのお問い合わせが集中することが予想されますので、お電話がつながりにくくなる場合がございますので、その点ご容赦ください)。

店舗名	事後の運営	新運営会社の概要
PIKARI 新宿店	新宿店は、株式会社 LOL の新店舗 (Richel 新宿店) として営業継続	株式会社 LOL (東京都港区南青山 3-17-15 / 代表者 堀川裕三) は、女性向け美容サロンを運営する株式会社 GiSELE (http://gisele.co.jp/) の関連会社です。 お問合せ先：03-6258-1877

PIKARI 町田店	株式会社ミラックス社の店舗として営業継続	株式会社ミラックス（東京都渋谷区広尾5-7-35／代表者 出口雅康）は、女性向けエステサロン「Les Anges（レザンジュ）」を運営しています（ http://www.lesanges.jp/ ）。 お問合せ先：042-850-9033
PIKARI 池袋店（閉店） PIKARI 大宮店（4月22日閉店）	株式会社 J. BLOOM の他店舗にて受け入れ予定（mimosa+（ミモザプラス）大宮店が開店済）	株式会社 J. BLOOM（東京都豊島区南池袋1-19-4／代表者 堀川晃一）は、会員制女性向けエステサロン「mimosa（ミモザ）」（ https://mimosa-oek.jp/free/about ）を展開する株式会社オー・イー・ケーの関連会社であり、脱毛サロンを運営しています。 お問合せ先：048-657-8703 対応時間：11:00～18:00 （毎週月曜日を除く）

Q2. 今後も「PIKARI」の店舗でエステサービスを受けられるのか。

A2. PIKARI とエステティック契約を締結した顧客の皆様が、引き続きエステサービスを受けることをご希望される場合は、新運営会社による「救済措置」として、1回あたり、PIKARI との契約で定めたエステ料金単価（税抜）の30パーセント相当額（「お客様ご負担額」）を新運営会社にお支払いされるか、又は新運営会社から同相当額の商品をご購入されることにより、新運営会社が運営する旧「PIKARI」の各店舗においてエステサービスを受けることが可能です。

上記の新運営会社による救済措置の詳しい内容については、皆様が従前エステサービスを受けていた旧 PIKARI 店舗の承継先となる新運営会社の下記「お問合せ先」までお電話ください（多くのお客様からのお問い合わせが集中することが予想されますので、お電話がつながりにくくなる場合がございますので、その点ご容赦ください）。

救済措置を受けられる店舗	救済措置を提供する新運営会社とお問合せ先
旧「PIKARI」新宿店（現「Richel 新宿店」）	株式会社 LOL お問合せ先：03-6258-1877
旧「PIKARI」町田店	株式会社ミラックス お問合せ先：042-850-9033

旧「PIKARI」池袋店 (閉店)	株式会社 J. BLOOM お問合せ先：048-657-8703 対応時間：11:00～18:00 (毎週月曜日を除く)
旧「PIKARI」大宮店 (4月22日閉店) 株式会社 J. BLOOM の他店 舗にて受け入れ予定 (mimosa+ (ミモザプラ ス) 大宮店が開店済)	

Q3. 新運営会社による救済措置に基づきエステサービスを受けたいが、今後も旧「PIKARI」の店舗や新運営会社の他の店舗でもエステサービスが受けられるのか。

A3. 新運営会社から救済措置を受けて、旧「PIKARI」の店舗又は新運営会社の店舗でエステサービスを受けられた場合は、それ以後、他の運営会社が運営する他の店舗への移動はできません。

Q4. PIKARI の破産前に、PIKARI とのエステティック契約を解約しているが、解約返戻金は戻ってくるのか。

A4. PIKARI については破産手続が開始されておりますので、PIKARI の債権者の皆様は、PIKARI の破産手続に基づく配当によってのみ弁済を受けることができます。ただ、今回破産した PIKARI には十分な資産がないため、債権者の皆様に対して配当ができない可能性が高く、今後破産管財人にて PIKARI の資産調査・換価・回収を行い、債権者の皆様に対する配当が可能と判断した場合にのみ、配当を実施します。その場合は、改めて、破産管財人から必要な手続のご連絡をいたします。

Q5. PIKARI とのエステティック契約を解約しているが、返金は受けていないので、解約を取り消した上で、新運営会社の救済措置を受けることは可能か。

A5. 可能です。救済措置を受けるための条件も、PIKARI とエステティック契約を継続している顧客の皆様と同じ条件となります。救済措置を受けることをご希望の方は、ご自身が従前エステサービスを受けられていた旧 PIKARI 店舗を承継した各新運営会社の下記「お問合せ先」にご連絡ください。

救済措置を受けられる店舗	救済措置を提供する新運営会社とお問合せ先
旧「PIKARI」新宿店 (現「Richel 新宿店」)	株式会社 LOL お問合せ先：03-6258-1877
旧「PIKARI」町田店	株式会社ミラックス お問合せ先：042-850-9033
旧「PIKARI」池袋店 (閉店) 旧「PIKARI」大宮店 (4月22日閉店) 株式会社 J. BLOOM の他店舗にて受け入れ予定 (mimosa+ (ミモザプラス) 大宮店が開店済)	株式会社 J. BLOOM お問合せ先：048-657-8703 対応時間：11:00～18:00 (毎週月曜日を除く)

なお、日本プラムとの間でショッピングクレジット等の信販契約を利用されている顧客の皆様は、信販契約での取扱いについては、日本プラムに直接お問合せいただければ幸いです。

【エステティック契約の解約・支払の停止について】

Q6. エステサービスを受けられないなら、エステティック契約の解約をしたい。解約すれば既に支払った代金は返ってくるのか。

A6. PIKARI は破産しておりエステサービスを提供できませんので、顧客の皆様は債務不履行に基づき PIKARI とのエステティック契約の解除をすることが可能です。

解除を希望される場合には、お問い合わせ先のメールアドレス (Info@mmn-law.gr.jp) 又は FAX (03-3288-2081) に住所、氏名、電話番号、会員番号、契約店舗をご記入の上、ご連絡ください。

解約後の解約返戻金のお支払につきましては、Q4/A4 でご説明致しましたとおりです。

Q7. 日本プラムを利用してエステティック契約のローンを組んでいるが、ローンの支払いについて、預金口座からの引落しを止めて欲しい。

A7. 顧客の皆様はPIKARIの破産によりエステサービスが受けられなくなっていますので、未消化のエステサービス分に対応する料金については日本プラムに対する支払いを停止することができると考えられます（「抗弁権の接続」といいます）。

もともと、ショッピングクレジット等の信販契約につきましては、顧客の皆様と日本プラムとの間の契約となりますので、お手数をお掛け致しますが、支払いを停止するための手続などは、日本プラムに直接お問い合わせいただければ幸いです（日本プラムのカスタマーセンターの電話番号は、0570-099-999です）。

Q7-2. 自分のクレジットカードを利用してエステティック契約の料金を支払っているが、クレジットカードの支払を止めてほしい。また、まだ施術（エステサービス）を受けていない分のカード支払分を返金してほしい。

A7-2. ご自身のクレジットカードを利用されてPIKARIとの契約をされ、クレジットカード会社への支払が残っている方又はその支払いを完了されている方は、まずは、その支払の停止又は返金の有無について、ご利用のクレジットカード会社のカスタマーセンターにご連絡下さい。

その際、以下の点をお伝えください。

- ① （株）OFFICE Kが運営するPIKARIという脱毛サロンで、クレジットカードを利用してエステサービスを申し込んでいたものの、PIKARIが破産したとの通知を受けたこと
- ② PIKARIのエステサービスの未施術分（まだサービスを受けていない分）について、クレジットカードの支払を停止したいこと（「抗弁権の接続」といいます）又は可能な場合には既に支払ったクレジットカード払い分を返金して欲しいこと

その後、クレジットカード会社の案内にしたがって、必要な手続（支払の停止等を申し出る旨の書面をクレジット会社に送付することが必要となる場合があります）を行ってください。

また、クレジットカード会社にて必要な手続を進めるために、PIKARIから顧客の皆様との契約金額、役務契約回数、役務消化回数、役務の単価等についての情報を求められる場合もあります。

上記の情報が分からない場合は、顧客の皆様又はクレジットカード会社から、破産管財人の問い合わせ窓口（Info@mmn-law.gr.jp）までメールにてご連絡下さい。

もし、クレジットカード会社へ連絡してもクレジットカードの支払が止まらない場合は、消費生活センター、弁護士等の専門家にご相談ください。

Q8. 自分の未消化分のエステサービスがどれだけ残っているか証明して欲しい。

A8. 未消化のエステサービス分がどれだけ残っているかにつきましては、未消化のエステサービス分がどれだけあるかのご確認をされたいか、さらに解約までご希望なのかのご意向も含め、従前エステサービスを受けておられた旧PIKARI 店舗を承継した新運営会社の下記お問合せ先までご連絡ください。顧客の皆様が多数いらっしゃいますので、対応に日数を要する場合がありますが、順次、対応させていただきます。

救済措置を受けられる店舗	救済措置を提供する新運営会社とお問合せ先
旧「PIKARI」新宿店 (現「Richel 新宿店」)	株式会社 LOL <u>お問合せ先：03-6258-1877</u>
旧「PIKARI」町田店	株式会社ミラックス <u>お問合せ先：042-850-9033</u>
旧「PIKARI」池袋店 (閉店) 旧「PIKARI」大宮店 (4月22日閉店) 株式会社J. BLOOMの他店舗にて受け入れ予定 (mimosas+ (ミモザプラス) 大宮店が開店済)	株式会社 J. BLOOM <u>お問合せ先：048-657-8703</u> <u>対応時間：11:00～18:00</u> (毎週月曜日を除く)

Q9. PIKARI の月額プランを申し込んでいたがどうすれば良いのか。

A9. PIKARI は破産しておりエステサービスを提供できませんので、PIKARI との月額プランの契約は解除することとなります。破産管財人から、月額プランを申し込まれている皆様には、①月額プランを解除すること及び②月額料金を口座振替で行われている場合には、口座振替が停止しているかを確認していただきたいという内容の通知を送付させて頂いておりますので、この通知もご確認ください。

月額プランに申し込んでいるものの、破産管財人からの上記の通知が届かないという方は、お問い合わせ先のメールアドレス (Info@mmn-law.gr.jp) 又は

FAX（03-3288-2081）に住所、氏名、電話番号、会員番号、契約店舗をご記入の上、ご連絡ください。

【破産手続について】

Q10. 破産手続とは何か。

A10. 破産手続とは、支払時期が訪れている債務を支払うことができないまたは債務が資産を超過する状態の会社につき、裁判所の監督の下で、破産管財人がすべての資産を換価・現金化して、債権者の皆様への弁済に充てる手続です。

東京地方裁判所は、OFFICE K 社について、破産手続開始決定をし、その破産管財人として、岩波修弁護士を選任いたしました。

Q11. 破産手続内で既に支払ったエステ料金の返金を受けられるのか。

A11. 破産手続においては、破産管財人が、破産者のすべての資産を換価・現金化し、そのようにして集まった金銭から、法律の規定に従って債権者の皆様に弁済・配当を行うこととなります。

もともと、OFFICE K 社は長期間赤字経営が続き、資産がほとんどないため、現時点においては顧客の皆様を含めた一般債権者への配当できない可能性が高いといえます。

したがって、今後破産管財人にて PIKARI の資産調査・換価・回収を行い、債権者の皆様に対する配当が可能と判断した場合にのみ、配当を実施します。その場合は、改めて、破産管財人から必要な手続のご連絡をいたします。

Q12. 破産手続内で配当を受けるには、どうすればよいか。

A12. 今後破産管財人にて PIKARI の資産調査・換価・回収を行い、債権者の皆様に対する配当が可能と判断した場合にのみ、配当を実施します。その場合は、改めて、破産管財人から必要な手続についてご連絡すると共に、所定の債権届出用紙をお送りいたします。

顧客の皆様が破産手続内で配当を受けようとする場合には、債権届出用紙に必要事項を記載の上、裁判所に対して、定められた期間内に債権届出をしていただく必要があります。

Q13. 新運営会社が提供する「救済措置」を選択した場合は、PIKARI (OFFICE K 社) の破産手続に基づく配当を受けることができるのか。

A13. 「救済措置」を選択して新運営会社からエステサービスを受けることを希望する顧客の皆様には、PIKARI (OFFICE K 社) と皆様のエステティック契約を新運営会社に承継すると共に、PIKARI に対する請求権を放棄していただく必要がございます。

新運営会社から顧客の皆様には「救済措置」を提供してもらうために、PIKARI も旧「PIKARI」店舗の契約、スタッフ、備品等を新運営会社に承継していること、残りの PIKARI の資産は僅かであるため配当を実施できない可能性が高く、配当を実施できたとしても僅かな配当しか実施できないこととなります。そのため、「救済措置」を選択したお客様には、PIKARI に対する請求権をご放棄頂くことにより、僅かな配当を少しでも多く、「救済措置」の提供を受けない顧客の皆様に対して実施する必要性があります。

Q14. OFFICE K 社の代表者や前代表者も破産しているのか。

A14. OFFICE K 社の代表者や前代表者は、現在のところ破産はしておりません。OFFICE K 社の代表者や前代表者が破産をするのかどうかについては、破産管財人は情報を有しておりません。

【今後の情報公開・お問い合わせについて】

Q15. 個別に状況を説明して欲しい、直接連絡をして欲しい。

A15. 誠に申し訳ございませんが、現在、個別のお問い合わせに十分に対応するだけの体制ができておりません。問い合わせの多かった事項につきましては、この Q&A を適宜更新いたしますので、ホームページをご参照くださいますようお願い申し上げます。

また、後記の問い合わせ先にメール又は F A X でご連絡を頂きました事項のうち、個別にご回答をすることが必要であると思われた事項については返信をさせていただきますが、関係者の皆様が多数にわたりますので、日数をいただく場合やご回答ができない場合がございます。

Q16. 個別に問い合わせをしたいことがあるが、どこに連絡をすればよいのか。

A16. 連絡先は下記のとおりですが、誠に申し訳ありませんが、多数の顧客の皆

様からの電話での問い合わせに個別に対応させていただくのに十分な体制を構築できません。

お電話をいただいても、大変つながりにくく、またつながったとしても破産管財人の弁護士が直接対応できず、当ホームページをご参照下さいとの回答をさせていただくだけの状況が続くことが予想されますので、電話でのお問い合わせはお控え下さるようお願い申し上げます。

破産管財人の弁護士に個別にお問い合わせいただく場合は、下記の連絡先へのメールまたはFAXでお願いいたします。皆さまには大変なご不便をおかけしますが、関係者が極めて多数にのぼるという事情をご理解くださるようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

〒102-0083

東京都千代田区麹町 4-1 麹町ダイヤモンドビル 6階

桃尾・松尾・難波法律事務所

破産者株式会社 OFFICE K

破産管財人 弁護士 岩波修

F A X 03-3288-2081

メールアドレス Info@mmn-law.gr.jp

Q17. 今後の情報提供はどのようなになるのか。

A17. 当ホームページを更新し、随時最新の情報を提供させていただきますので、お手数ではありますが、当ホームページをご参照ください。